

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年3月1日 11時20分ごろ
発生場所	香川県 ^{かんおんじ} 観音寺市 ^{かんおんじ} 観音寺港 観音寺港南防波堤灯台から真方位071°580m付近 (概位 北緯34°07.5′ 東経133°38.3′)
事故の概要	旅客船ニューいぶきは、後進しながら離棧中、漁船 ^{ぎよえい} 漁栄丸は航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年3月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 ニューいぶき、137トン 134891、香川県観音寺市 B 漁船 漁栄丸、4.9トン KA3-27136（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船尾部外板に凹損 B 左舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aほか4人が乗り組み、旅客35人を乗せ、観音寺港内で船首を北北西に向けた入船右舷着け状態から約2ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で後進しながら離棧中、A船の船尾部がB船の左舷船首部に衝突した。 船長Aは、離棧前に後方をカメラで監視した後、航行船のいない時間帯だったので後方に他船はいないと思い、A船の右舷船首部と右舷方の棧橋との距離の把握に注意を向けていて、左舷船尾方から接近するB船に気付いていなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、係留予定棧橋に向け、約4knの速力で航行中、船長Bが、A船が止まっていると思い、船首方の係留予定棧橋を見ることに注意を向けていたところ、A船が後進して左舷船首方から接近していることに気付かず、A船と衝突した。
分析	A船は、離棧中、船長Aが、左舷後方に他船はいないと思い、A船と右舷方の棧橋との距離に注意を向け後進していたことから、左舷船尾方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、A船が止まっていると思い、船首方の係留予定 棧橋に注意を向け航行していたことから、A船が後進して左舷船首方 から接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられ る。</p>
原因	<p>本事故は、A船が離棧中、B船が航行中、船長Aが、左舷後方に他 船はいないと思い、A船と右舷方の棧橋との距離に注意を向け後進 し、また、船長Bが、A船が止まっていると思い、船首方の係留予定 棧橋に注意を向け航行を続けていたため、互いに接近していることに 気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A船は、本事故後、次の改善措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離棧時は、船尾に見張り員を配置し、船橋の操船者と無線で連絡 を取ることにした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港内を航行中は、係留中の船舶が動き出すことがあるので、一方 向のみに注意を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行 うこと。